

個人住民税の特別徴収推進のご案内

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（県民税＋市町村民税）を徴収し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。



特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

事業主の方へ

愛知県個人住民税特別徴収推進協議会からのお知らせ

個人住民税の特別徴収について

Q & A

Q1	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今になって特別徴収にしないといけないのですか。
A1	地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。 つまり、地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主の方（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされているのです。

Q2	特別徴収にすると、事務量が増えそうですが、何かメリットはあるのですか。
A2	①住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。 ②また、特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。 ③なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

Q3	普通徴収から特別徴収に切り替えるには、どうすればいいのですか。
A3	普通徴収から特別徴収への切り替えの手続等具体的なお問い合わせは、各従業員の方の住所地の市区町村（住民税担当）へお願いします。（なお、この手続は、各市町村により異なることがあります。）

このチラシに関するお問い合わせ先	愛知県総務部税務課 徴収グループ 052-954-6050 愛知県総務部市町村課 税政グループ 052-954-6068 豊橋市財務部市民税課 個人市民税グループ 0532-51-2200~2207
------------------	---

「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会」は、愛知県と名古屋市を含む県内全市町村が参加して個人住民税の特別徴収推進を図る目的で、平成24年7月に設立されました。